

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

杵築市は、豊かな海守江湾、悠久の流れ八坂川、雲を誘う雲ヶ岳・横岳など自然環境に恵まれ、歴史と伝統、文化、産業を育み、多彩な人材を輩出してきたまちである。

また、豊かな自然環境を活かした農林水産業や畜産業が昔から盛んな地域であると同時に、大分空港と県都の中間に位置し、大分空港道路・宇佐別府道路をはじめ県内外を結ぶ道路網の連結点である地理的条件から、多くの企業が立地し、県北国東地域の中核都市として発展を続けている。

地域の気候は、瀬戸内式特有の温暖な気候の恩恵を受け、年間平均気温は 15℃程度、年間平均降水量も地域によって差はあるが、約 1,500 ミリで積雪も年に数回程度とほとんどない。温暖な気候や豊かな漁場を活かした農水産業が古くから盛んで、ミカンなどの柑橘類やハモやちりめんなどの海産物は、杵築市の特産品となっている。

また、1984 年に「豊の国テクノポリス構想」に指定されて以来、半導体産業を中心とした製造業が次々と進出している。企業の集積が行われたことにより、第二次産業の比率が飛躍的に伸びることとなった。産業構造としては、第一次産業 18%、第二次産業 30%、第 3 次産業 52%となっており、全国平均と比べると第一次産業と第二次産業が大きく上回っている状態である。製造品出荷額では、平成 20 年に年間 1,195 億円を記録したが、リーマンショックを境に年間 600 億円近辺の低迷が続いている。

杵築市の企業の大多数を占める中小企業は、地域の経済を支え、雇用や賑わいを創出し、市民生活の向上に貢献してきた地域社会にとって重要な存在である。

しかしながら、歯止めのきかない少子高齢化や人口の減少、経済社会情勢の変化に伴う生活圏の広域化、経済の国際化により、その経営環境は厳しさを増している。

また、中小企業が所有する設備は老朽化が進んでおり、労働生産性が低迷した状況となっている。

また、域内の人口動態に目を向けると、市町村合併時人口 33,870 人（平成 17 年 9 月末時点）から 29,772 人（平成 30 年 3 月末時点）と 12.1%の大幅減少、65 歳以上高齢化率については 28.8%（平成 17 年 9 月末）から 35.8%（平成 30 年 3 月末時点）と増加している。日本全体での人口減少を考えると、この人口減少及び少子高齢化の流れを止めることは非常に厳しい状態となっている。

今後益々、人口減少及び少子高齢化を要因とする、労働力不足が顕著になってくることが想定されるが、厳しい事業環境を乗り越えるため、市が策定する導入促進基本計画により、中小企業者の先端設備の導入を促し、低迷している労働生産性の飛躍的な向上を図るものである。

#### (2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。具体

的な目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定及び設備投資額総額5千万円（年間）を目標とする。

### （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組を促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### （1）対象地域

対象地域については、本市全ての地域において、中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画の対象地域は、杵築市全域とする。

### （2）対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

## 4 計画期間

### （1）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

### （2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 申請時において市税及び税外収入金の滞納があるものについては、同認定の対象としない。
- ・ 太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせず、その発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。